

II 都市計画マスタープラン

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

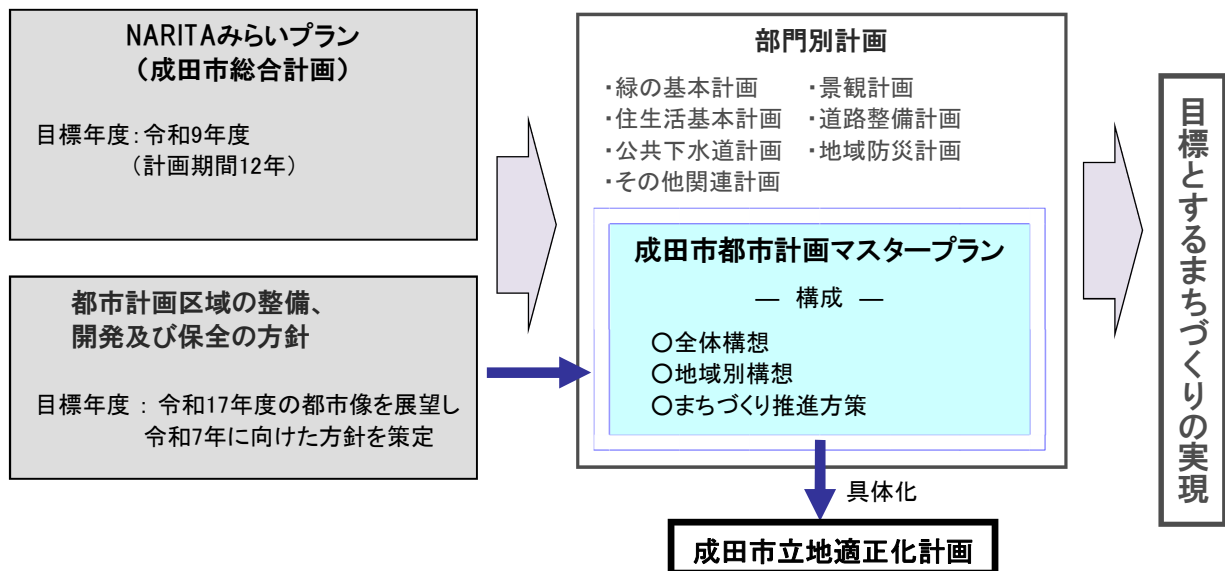
都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）は、区域区分、地域地区、都市施設等の都市計画の基本となるものであり、都市計画区域ごとに都市の発展の動向、人口や産業の見通し等を勘案し、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするために知事が定めるものです。

- 成田都市計画（H16. 3. 16決定、H19. 2. 23変更、H28. 3. 4変更、R3. 8. 31変更）
- 下総大栄都市計画（H16. 2. 10決定、R3. 8. 31変更）

成田市の都市計画に関する基本的な方針

都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町村都市計画マスタープラン）は、市町村がその創意工夫のもとに、市民の意見を反映して都市の将来のあるべき姿や都市づくりの方向性を定めるものです。

「成田市都市計画マスタープラン（R5. 2見直し）」は、平成28年に策定された「NARITAみらいプラン（成田市総合計画）」や「成田都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（R3. 8. 31変更）」に即し、令和9年度に向けた新たな方針として策定したものです。



成田市立地適正化計画

「成田市立地適正化計画（R5. 3見直し）」は、「成田市都市計画マスタープラン」で位置づけた将来都市像の具体化を図ることを目的として、都市機能（医療・福祉・商業等）や居住機能を誘導し、持続可能なまちづくりを推進していくものです。

都市再開発の方針

都市再開発の方針は、市街地における再開発の目標や既成市街地の各種施策を長期的かつ総合的に体系づけたマスタープランです。

成田市では、この方針において、計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）として東日本旅客鉄道・京成成田駅中央口地区（約5.0ha）を、1号市街地のうち今後、再開発の機運の醸成を図るなどにより、再開発を誘導すべき地区（誘導地区）として、京成成田駅西口駅前地区（約2.2ha）、また1号市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（2項地区）としてJR成田駅東口地区（約1.4ha）を定め、それぞれの地区において都市機能の更新に関する方針や整備又は開発の計画の概要等を示しています。

